

大宮右大臣家による陸奥国進出の過程

二八

滑川 敦子

はじめに

近年十〜十一世紀の奥羽の動向について、京都との関わりのなかで論じられ、特定の権門の利権確保と密接に結びついていることが明らかにされてきた。^①

筆者もまた、この研究潮流のなかで十〜十一世紀の陸奥国について、陸奥出羽按察使・陸奥守・鎮守府將軍の任官状況から考えてきた。^②

①十世紀半ば以降、奥羽支配の推進・強化のため、奥羽両国の国守あるいは鎮守府將軍に任じられた貞盛流平氏や秀郷流藤原氏などの軍事貴族が現地に下向し勢力を扶植した。そのなかで摂関家の傍流小一条家が、陸奥の貞盛流平氏と結びつき、国守は代々小一条家の関係者が就任し陸奥での利権を獲得した。小一条家の没落後、その利権は摂関家によって維持・管理された。

②十世紀末期から十一世紀の初めにかけて、藤原道長が台頭し陸奥守はその関係者が就任した。また鎮守府將軍は、在地に勢力を有する軍事貴族（秀郷流藤原氏・貞盛流平氏）が就任したが、次第に陸奥守との間に軋轢が生じるようになった。この問題を克服するべく、陸奥守には軍事貴族と姻戚関係を有する者を任じ、鎮守府將軍を牽制する方策をとった。

③寛仁元年（一〇一七）、小一条院敦明親王（父は三条天皇、母は小一条家藤原濟時の娘城子）は道長の娘寛子を妃とし、母方の小一条家から継承した陸奥の利権は摂関家の管理下に置かれた。道長の死後、東国で発生した平忠常の乱の対応のなかで、小一条院との関係を有する小一条家や貞盛流平氏は没落した。以後、陸奥出羽按察使に就任した妃寛子の同母兄弟の藤原頼宗らの保護のもとで、小一条院の陸奥における利権は保持された。

この研究過程のなかで、新たな課題として浮上したのが、道長死後の陸奥における利権確保に何故頼宗とその兄弟・子孫が関与するに至ったかということである。道長死去の翌年、陸奥出羽按察使（以降「按察使」と表記）に就任したのは頼宗であり〔表〕No.16、その後頼宗の同母弟能信・長家が連続して任じられている〔表〕No.19・23。さらに頼宗の子俊家〔表〕No.40）や俊家の子宗俊・宗通〔表〕No.51・58）が按察使に、宗俊・宗通の兄弟である基頼に至っては陸奥守・鎮守府將軍に就任しており〔表〕No.55・56）、俊家を家祖とする大宮右大臣家と陸奥国の関わりがより緊密になるのである。

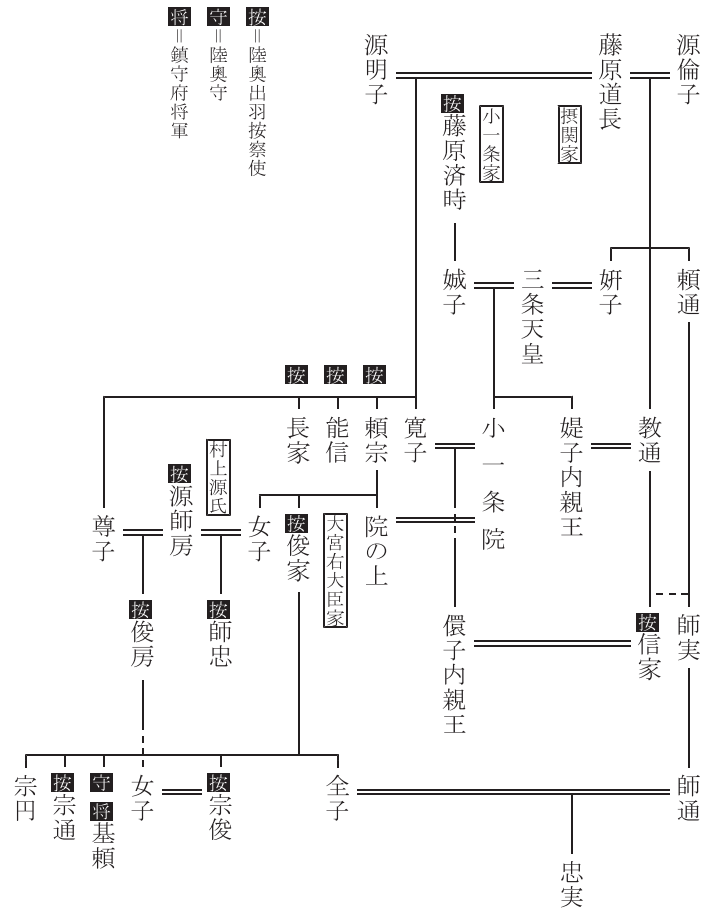
そこで、本稿では大宮右大臣家による陸奥国進出の過程について、最新の研究成果を踏まえながら考察していきたい。なお、論の展開上旧稿で述べたことと重複するところもあるが、その点をご寛恕願いたい。

【表】陸奥出羽按察使・陸奥守・鎮守府将軍の任官状況

| No. | 和暦 | 西暦 | 陸奥出羽按察使 | 陸奥守 | 鎮守府将軍 |
|-----|-----|------|---------------------------------|---|---|
| 1 | 長和1 | 1012 | 藤原隆家 (1.27 任) | | 藤原兼光 (10.21 前) |
| 2 | 長和2 | 1013 | | 藤原濟家 (7.20 現) | |
| 3 | 長和3 | 1014 | 藤原隆家 (現) | | 平維良 (2.7 現) |
| 4 | 長和4 | 1015 | | | 平維良 (11.3 現) |
| 5 | 長和5 | 1016 | 藤原齊信 (1.12 任) | 藤原貞仲 (10.22 現) | 平維良 (11.6 現) |
| 6 | 寛仁2 | 1018 | | 藤原貞仲 (8.19 現) | 平永盛 (1.23 任) |
| 7 | 寛仁3 | 1019 | | 橘則光 (7.25 現) | 平永盛 (6.22 現) 平永盛 (6.29 現) 平永盛カ (7.15 現) |
| 8 | 寛仁4 | 1020 | 藤原齊信 (11.29 終) | | |
| 9 | 治安1 | 1021 | 藤原公任 (1.24 任) | | |
| 10 | 治安2 | 1022 | | | 藤原頼行 (1.29 任) |
| 11 | 治安3 | 1023 | | 平孝義 (12.4 現) | |
| 12 | 万寿1 | 1024 | | | 藤原頼行 (3.28 現) |
| 13 | 万寿2 | 1025 | | | 藤原頼行 (11.29 現) |
| 14 | 万寿3 | 1026 | 藤原公任 (1.4 終) 藤原行成 (2.7 任) | | |
| 15 | 万寿4 | 1027 | 藤原行成 (12.4 終) | | 藤原頼行 (12.11 現) |
| 16 | 長元1 | 1028 | 藤原頼宗 (2.9 任) | 平孝義 (9.6 現) | |
| 17 | 長元2 | 1029 | | 藤原朝元 (1.24 任) 藤原朝元 (3.28 現) 藤原朝元 (7.14 現) 藤原朝元 (8.2 現) | |
| 18 | 長元5 | 1032 | 藤原頼宗 (現) | | |
| 19 | 長元6 | 1033 | 藤原能信 (2.20 任) | | |
| 20 | 長元7 | 1034 | | 藤原兼貞 (11.11 現) | |
| 21 | 長元9 | 1036 | | 藤原頼宣 (10.14 任) | |
| 22 | 長暦1 | 1037 | 藤原能信 (現) | | |
| 23 | 長暦2 | 1038 | 藤原長家 (1.30 任) | | |
| 24 | 長久3 | 1042 | 藤原長家 (現) | | |
| 25 | 長久4 | 1043 | 源師房 (1.24 任) | | |
| 26 | 永承3 | 1048 | 源師房 (終) 藤原信家 (1.28 任) | 源頼清 (3.2 前) | |
| 27 | 永承5 | 1050 | | 藤原登任 (現) | |
| 28 | 永承6 | 1051 | | 源頼義 (任) | |
| 29 | 永承7 | 1052 | 藤原信家 (現) | | |
| 30 | 天喜1 | 1053 | 藤原資平 (1.27 任) | 源頼義 (現) | 源頼義 (任) |
| 31 | 天喜4 | 1056 | | 藤原良綱 (任) 藤原良綱 (12.29 終) 源頼義 (12.29 任) | |
| 32 | 康平2 | 1059 | 藤原資平 (現) | | |
| 33 | 康平5 | 1062 | | 源頼義 (終) 高階経重 (任) | |
| 34 | 康平6 | 1063 | | | 清原武則 (2.27 任) |
| 35 | 治暦3 | 1067 | | 源頼俊 (任) | |
| 36 | 治暦4 | 1068 | 源隆国 (3.5 任) | | |
| 37 | 延久2 | 1070 | 源隆国 (現) | | 清原貞衡 (任) |
| 38 | 延久3 | 1071 | | 源頼俊 (5.5 現) | |
| 39 | 延久4 | 1072 | | 藤原経俊 (任) | |
| 40 | 承保3 | 1076 | 藤原俊家 (1.22 任) | 橘為仲 (9.12 現) | |
| 41 | 承暦4 | 1080 | 藤原俊家 (8.14 終) | 橘為仲 (1. - 現) | |
| 42 | 永保1 | 1081 | 源俊房 (12.17 任) | 源義家 (2. - 現) | |
| 43 | 永保2 | 1082 | 源俊房 (12.9 終) | | |
| 44 | 応徳2 | 1085 | 藤原実季 (12.8 任) | | |
| 45 | 寛治1 | 1087 | | 源義家 (12.26 現) | |
| 46 | 寛治2 | 1088 | | 藤原基家 (1.25 任) | |
| 47 | 寛治5 | 1091 | 藤原実季 (12.24 終) | | |
| 48 | 寛治7 | 1093 | | 藤原基家 (8.15 終) 源義綱 (10.18 任) | |
| 49 | 嘉保1 | 1094 | | 源義綱 (3.8 現) | |
| 50 | 嘉保2 | 1095 | | 源有宗 (1.28 任) | |
| 51 | 永長1 | 1096 | 藤原宗俊 (1.24 任) | | |
| 52 | 承德1 | 1097 | 藤原宗俊 (5.5 終) | | |
| 53 | 承德2 | 1098 | | 源有宗 (8.6 現) 源国俊 (8.28 任) | |
| 54 | 康和1 | 1099 | 源師忠 (12.14 任) | 源国俊 (3.18 終) 藤原実宗 (9.17 任) | 藤原実宗 (12.14 任) |
| 55 | 康和5 | 1101 | | 藤原実宗 (10.4 終) 藤原基頼 (11.1 任) | |
| 56 | 長治1 | 1104 | 源師忠 (現) | 藤原基頼 (5.2 現) 藤原基頼 (5.3 現) | 藤原基頼 (5.2 任) |
| 57 | 長治2 | 1105 | 源俊明 (12. - 任) | | |
| 58 | 天仁1 | 1108 | 源俊明 (10.14 終) 藤原宗通 (10.14 任) | 藤原基頼 (12.30 任) | |
| 59 | 天仁2 | 1109 | | 藤原基頼 (12.6 現) | |
| 60 | 天永3 | 1112 | | 藤原基頼 (4.11 現) | |
| 61 | 永久1 | 1113 | | 橘以綱 (7.29 現) | 橘以綱 (7.29 任) |
| 62 | 永久2 | 1114 | 藤原宗通 (11.29 現) | | |
| 63 | 永久3 | 1115 | 藤原宗通カ (4.28 現) | 橘以綱 (12.11 終) | |
| 64 | 永久4 | 1116 | 藤原宗通カ (1.2 現) | 藤原基信 (1.30 任) | |

「北方史関係官人補任表」(青森県史編さん古代部会編『青森県史 資料編 古代1』2000年)をもとに作成

〔陸奥出羽按察使・陸奥守・鎮守府將軍任官者関係系図〕



第一章 小一条院敦明親王と陸奥出羽按察使藤原頼宗

第一節 寛仁元年以降の小一条院と陸奥国支配

寛仁元年（一〇一七）四月に三條天皇は崩御し、小一条家以来の陸奥における利権を継承したのが、三條天皇の皇子小一条院敦明親王（以降「小一条院」で統一）である。

三條天皇崩御の前年にあたる長和五年（一〇一六）正月、天皇は小一条院を皇太子にすることを条件に退位した。天皇の退位と時期を同じくして、陸奥出羽按察使に任じられたのが藤原齊信である〔表〕No.5。齊信

は、藤原公任・藤原行成・源俊賢とともに「恪勤公達部」（『小右記』寛弘二年五月十四日条）と称されるほど、道長の側近中の側近であった。齊信の前任は藤原隆家であり〔表〕No.1・3、三條天皇が即位した翌長和元年（一〇一二）正月に就任している。隆家は天皇に近い存在で、皇后藤原城子の皇后宮大夫を務め（『小右記』長和元年四月廿七日条）、天皇の意向が働いたのか予てより切望していたとされる大宰帥に任命された（『小右記』長和三年十一月七日条、『栄花物語』巻第十二「たまのむらきく」）。しかもこの大宰帥の任官は、按察使との兼任であり異例の人事でもあった。隆家の眼病治療が主な目的かもしれないが（『大鏡』中・内大臣道隆）、天皇としては隆家を按察使・大宰帥の両職に就任させることで、珍品の交易を有利に進めさせ、さらなる富の集積を図ろうとしたのではないだろうか。^④

このような三條天皇の思惑を察知していたかどうかは不明であるが、道長は按察使を隆家から齊信に替えることで、小一条家以来の陸奥国の利権を自らの管理下に置こうとしたと考えられる。そうした道長の意向は、齊信の後に公任・行成が按察使に任じられていることから類推できる〔表〕No.9・14。

寛仁元年（一〇一七）八月、小一条院は皇太子辞退を願い出た。そして道長の計らいにより、小一条院の尊号が贈られ、准太上天皇の処遇を得るに至った。また同年十一月には、道長の娘で頼宗の同母妹寛子を妃とした。万寿二年（一〇二五）寛子の死去後は、程なくして頼宗の娘である院の上が小一条院に嫁いでいる。

三條天皇の退位を機に、道長は小一条家以来の陸奥国の利権を自らの管理下に置くとともに、当該利権の正当な後継者たる小一条院を娘婿とすることで、利権を確固なものにしたと思われる。そのなかで頼宗は、小一条院との関係を構築する機会を得たのではないだろうか。さらに頼

宗は自分の娘（院の上）を小一条院の後添えに据えたことで、より密接な関わりをもつに至ったのである。

第二節 平忠常の乱の影響による陸奥国支配の転換

万寿四年（一〇二七）十二月三日、道長が死去した。その翌年東国で反乱が発生した。

長元元年（一〇二八）六月、平忠常は安房国府を襲撃し、国守平惟忠を殺害している。また秀郷流藤原兼光は忠常に荷担しており、追討使には貞盛流の平直方が選任された。貞盛流平氏は、一族を挙げて乱の鎮圧にあたっていたようで、直方の父である維時は上総介、維時の従兄弟正輔は安房守に就任・配置された。

東国で発生した反乱とはいえ、陸奥国も無関係ではなかった。忠常に加担した兼光は、治安二年（一〇二二）から万寿四年まで鎮守府将軍にあつたと思われる頼行〔表〕No.10・12・13・15の父で、兼光自身も長徳四年（九九八）には鎮守府将軍を歴任していた〔表〕No.1。頼行の鎮守府将軍在任が最後に確認できるのが万寿四年であるため、翌年の乱発生時には父兼光の乱への加担と相俟って解任されたと思われる。

頼行の鎮守府将軍任終とほぼ同時期に、長元二年（一〇二九）正月に陸奥守に就任したのが、かつて陸奥国に利権を有していた小一条家出身の藤原朝元である〔表〕No.17。小一条家は、今回の反乱の追討にあつた貞盛流平氏と深い関係をもっており、朝元の陸奥守起用は、貞盛流による追討を円滑に進めるための措置と思われる。小一条家の関係者が陸奥守に就任したのは、長徳元年（九九五）の朝元の父実方以来であつた。

朝元の陸奥守就任の背景には、おそらく小一条院の意向があつたものと思われる。前節で述べたとおり、小一条院は道長の娘寛子との婚姻を契機に、摂関家の保護下に置かれたものの、人事に関わる推挙権を持つ

ていた⁵⁾。また、道長の死後に小一条院を支えたのが、妃寛子の同母兄であり、朝元が陸奥守に就任する前年、按察使に任じられた藤原頼宗だつたと思われる〔表〕No.16。

しかし長元三年（一〇三〇）九月、直方は追討使を解任され、代わって甲斐守源頼信が任命された。そして翌春忠常は頼信に投降し、六月に病没したため乱は終結した。この一連の経緯のなかで、乱に荷担した秀郷流藤原氏はもとより、乱の追討に失敗した貞盛流平氏の勢力が後退した。それが鎮守府将軍の停止に繋がつたと思われる。

想像を逞しくするならば、この乱のさなかに朝元を陸奥守に推挙すること、小一条院は、姻戚である小一条家の復権を企図したのではないだろうか。陸奥国における小一条家の家産を継ぐべき藤原濟時の子為任は、かつて小一条院の父三条天皇の推挙により熟国である伊予守に補任されたが、その後目立つた実績はなく遅くとも万寿年間（一〇二四～二八）に出家していったものと思われる。また為任の弟通任は、長和五年（一〇一六）の小一条院の立太子に伴い、春宮権大夫に任じられるものの、翌年の皇太子辞退に伴い当職を辞した後は高い地位に就くことはできなかった。

そうした小一条家没落の危機にあるなか、内乱が終結した年の十月、朝元は任期半ばで死去したため、小一条家の人材が払底してしまった。没落の途にあつた小一条家にもはや陸奥国の利権を維持できるほどの力はなく、以降小一条院は摂関家に強く依存していくことになっていったのである。

第三節 前九年合戦前夜の陸奥国支配

平忠常の乱後、陸奥国にかかる人事は摂関家に包摂されることとなつた。

頼宗は、長元五年（一〇三二）まで按察使を務めていたと思われる（〔表〕No.18）。その後、立て続けに按察使に就任したが、頼宗の同母弟能信・長家（〔表〕No.19・22～24）で、小一条院の妃寛子にとつても同母の兄弟にあたる。また源師房は、寛子の同母妹尊子の夫で（〔表〕No.25・26）、藤原信家は頼通の養子（実父は教通）で、小一条院と寛子の間に生まれた儂子内親王の夫である（〔表〕No.26・29）。

平忠常の乱後に急逝した藤原朝元の後任には、藤原兼貞が陸奥守に就任したようで、長元七年（一〇三四）その在任が確認できる（〔表〕No.20）。兼貞の父は藤原正光で道長に近い関係にあったが、母は源高明の女であり頼宗・能信・長家兄弟や小一条院の妃寛子にとっては従兄弟にあたる。また兼貞の姉妹は長家に嫁いでおり、二重の姻戚関係にあった。この兼貞については、『春記』長暦二年（一〇三八）十月八日条に「故兼貞後家前典侍（御乳母）有令申事、故兼貞遺物少々雑駄等留置彼国」とあり、陸奥守在任中に卒去したものとされる。

次いで陸奥守に任官したのが、藤原頼宣である（〔表〕No.21）。父は藤原宣孝で、母は平季明の女であり、妻が道長の側近で高棟王流桓武平氏の流れを汲む平重義の女である。

頼宣の舅にあたる重義は、道長の代に陸奥守を歴任した平孝義の兄弟で、頼宣の妻は孝義の姪にあたる。後年孝義の子孫と思しき人物（散位平孝忠）が「貞任・宗任之一族」であったことから（『陸奥話記』）、この一族は孝義の陸奥守任官を機に、陸奥国府の有力な在庁官人である奥六郡安倍氏との関係を構築していったのかもしれない。この関係が頼宣の陸奥守就任にどれほど影響したか定かではないが、頼宣の陸奥守在任中の出来事として注目すべき点がある。

それは、頼宣が陸奥守に就任して約二か月ほど後に、「安倍忠好」という人物が陸奥権守に任じられて赴任していることである（『範圍記』長元

九年十二月廿二日条）。この「安倍忠好」については、戸川点氏が安倍頼良の父忠良と同一人物であると指摘したところであるが、奥六郡安倍氏に繋がる人物である可能性は高い。さらに想像を広げるならば、陸奥国支配のノウハウをもたない頼宣を補佐する存在として、姻戚関係にある高棟王流桓武平氏が媒介となつて奥六郡安倍氏に繋がる人物を陸奥権守として選任したのではないだろうか。また鎮守府將軍不在の状況のなかで、その役割を補完したのが陸奥権守であったのではないだろうか。

その後陸奥守に任官したと思われるのが、源頼清である（〔表〕No.26）。頼清は、後に前九年合戦で活躍する源頼義の実弟である。頼清については、元木泰雄氏の論考に詳しく、父頼信や兄頼義のような武力活動は見られず、文官としての地位を築いており、治安元年（一〇二二）には撰関家の侍所別当を務めるなど頼通の信任が厚かったと思われる^⑦。頼清が陸奥守に任官した記録は、『造興福寺記』永承三年（一〇四八）三月二日条に「前陸奥守」として見え、永承三年以前に陸奥守に任じられていたことが分かる。後述の藤原登任が、永承二年（一〇四七）には陸奥守に在任していることから、おそらく長久元年から寛徳二年（一〇四〇年代前半）頃に陸奥守に在任していたと思われる。

頼清の後任と思われるのが、藤原登任である（〔表〕No.27）。登任は、三条にあつた自邸で道長の側近藤原公任の娘（藤原教通室）の出産の世話をしていることから、公任に家人として仕えていたと思われる（『栄花物語』巻第十二「たまのむらさき」・巻第廿一「御くゐの大将」）。また、『造興福寺記』永承二年（一〇四七）二月廿一日条に収載されている藤氏諸大夫交名に「登任朝臣（当任）」とあるが、永承年間（一〇四六～五〇）には登任と安倍氏の間合戦が生じているため（『陸奥話記』）、この「当任」は、永承二年段階で登任が陸奥守に在任していたことを示している。

陸奥守の任官状況から判断しうるに、平忠常の乱後は撰関家の関係者

である文官が連続して任じられており、彼らは奥六郡安倍氏と協調関係を築きつつ、安定的に国内支配を進めていたと思われる。

第二章 陸奥出羽按察使藤原俊家と河内源氏

第一節 前九年合戦と陸奥国支配

永承年間（一〇四六～五〇）、当時陸奥守の任にあつた藤原登任と奥六郡安倍氏の間で合戦が起つた。

この合戦は、おそらく安倍氏の貢納物対捍を解消するために陸奥国府が武力を行使したものと思われる。長元元年（一〇二八）以降、鎮守府將軍不在の状況が続いており、鎮守府の所在地・奥六郡を拠点とする安倍氏は、秀郷流藤原氏や貞盛流藤原氏に代る陸奥国の軍事的実力者に成長した^⑧。陸奥守登任に仕えていた藤原経清（巨理郡）や平永衡（伊具郡）が、安倍頼良（のちに頼時と改名）の女婿となつたのも、こうした政治情勢に拠るところが大きかつたと思われる。

しかし登任は敗北し、おそらく合戦の責任をとつて、永承五～六年（一〇五〇～五一）の間に陸奥守を辞任したものと思われる。

登任の後を引き継いだのが、河内源氏出身の源頼義である〔表〕No.28・30・31・33。朝廷は、奥六郡安倍氏を牽制し、合戦での敗北により失墜した国府の権威回復を図るべく頼義を陸奥守に選任したと思われるが、その背景には河内源氏の武力があつた。

頼義が陸奥守に就任する前の永承六年（一〇五一）正月、小一条院が薨去しており、その人事に直接影響を及ぼすことはなかつたが、頼義の武力は小一条院のもとで構築されたものである。

頼義は、平忠常の乱の鎮圧において父頼信を補佐した功により、小一

大宮右大臣家による陸奥国進出の過程

条院判官代に補任されたと思われる。頼義は、狩獵を愛好した小一条院に近仕しており（『陸奥話記』、『古今著聞集』巻第九において「頼義を、身を放たでもたりける」と叙述されるほどであつた。その後長元九年（一〇三六）十月には、相模守に任官している（『範圍記』同年同月十四日条）。相模国には、冷泉宮領である三崎莊・波多野莊があり、頼義の配下（三浦氏・波多野氏）が莊官としてその経営に務めていた。冷泉宮とは、小一条院の娘嬪子内親王のことで、冷泉宮領はおそらく小一条院から嬪子内親王に相伝されたものと思われる。よつて河内源氏は、冷泉宮領＝小一条院領の経営を媒介として、東国武士と主従関係を結び、自らの武力を構築していったと考えられる。また頼義は、小一条院の側近である貞盛流平氏の嫡流平直方の女婿となり、相模国に拠点を置く貞盛流平氏の権益を継承するに至つた。

以上のように、頼義の陸奥守任官には小一条院の直接的関与は見られないものの、頼義の政治的地位の上昇は小一条院によつてもたらされたものと見ることができるといえる。

陸奥守就任から二年後の天喜元年（一〇五三）、頼義は鎮守府將軍を兼任した。鎮守府將軍は従来秀郷流藤原氏や貞盛流藤原氏が任じられており、長元元年（一〇二八）以降空席状態にあつた。四半世紀ぶりに頼義が任命されるに至つた背景には、奥六郡安倍氏を牽制する目的もあつたが、平直方の女婿として陸奥における貞盛流平氏の権益を奪還するという思惑もあつたかもしれない。

しかし、頼義が無事に任期を終えようとしていた永承四年（一〇五六）、頼義の部下である陸奥権守藤原説貞の子息（光貞・元貞）の襲撃事件を契機に、安倍氏は国府に反旗を翻し前九年合戦が勃発した。

一般に国司にとつて、自身の統治する国で内乱が発生することは致命的で、今後の進退が問われる問題である。しかも任期終了間際の頼義か

らしてみれば、この合戦は統治上最悪な結果を招くものであった。

頼義の後任として陸奥守に就任したのは、藤原伊尹流の文官藤原良綱である〔表〕No.31)。戦鬪が発生しているにもかかわらず、朝廷は頼義の陸奥守重任を認めず、任国で問題を起こしたとして更迭しようとしていた。しかし、合戦を聞いた良綱は任地に赴くことなく辞退したため、結果的に頼義が再任され、前九年合戦が終了する康平五年（一〇六二）まで務めた。

この一連の経緯のなかで、興味深いのが按察使の任官状況である。

前章において言及したように、道長死後の按察使には、小一条院との結びついて頼宗とその兄弟（能信・長家）・姻戚（師房・信家）が任じられてきた。しかし、信家の後任として天喜元年（一〇五三）に任じられたのは、そうした関係をもたない小野宮流出身の藤原資平である〔表〕No.30)。これは、永承年間に発生した合戦の敗北以来、国府の権威が失墜し、陸奥国の利権確保が困難になったという実情も反映していると考えられている¹⁰⁾。同時に、永承六年（一〇五二）の小一条院の薨去が少なからず影響していたかもしれない。この現状は、逆に頼宗らの陸奥の利権確保において小一条院の求心力が働いていたこと、また小一条院のもとで陸奥の利権確保と按察使任官が密接に繋がっていたことを示唆している。

第二節 義家の陸奥国進出

前九年合戦後の康平六年（一〇六三）二月、朝廷は頼義ら安倍氏追討の功労者に恩賞を与えた。頼義は正四位下に加階の上伊予守に、頼義の子義家・義綱はそれぞれ出羽守・左衛門尉、そして頼義の勝利に貢献した清原武則は、従五位上に加階の上鎮守府將軍に任じられたのである〔表〕No.34)。

なお、この時期の按察使及び陸奥守の任官状況は不明である。前節で

触れた按察使藤原資平は、康平二年（一〇五九）も在任している〔表〕No.32)。資平は、治暦三年（一〇六七）十二月に死去しており、極官は大納言であった。按察使は大納言または権大納言との兼官で任じられるのが通例であり¹¹⁾、治暦三年に死去するまで在任していた可能性が高い。そうであるならば資平は十四年あまり務めていたことになるが、裏を返せば合戦による混乱で陸奥の利権確保が困難な状況において、按察使のなり手がなかったとも考えられよう。

一方、陸奥守は康平五年（一〇六二）の頼義退任後、治暦三年に源頼俊が就任するまでの約五年間、補任の形跡が見られない。この状況は、清原武則の鎮守府將軍就任と関連すると思われる。五位を帯びたとはいえ、地方豪族に過ぎない武則が鎮守府將軍に任じられることは破格の待遇であった。それだけ朝廷は、武則を今回の合戦の功労者として認識していたことであろうが、同時に陸奥国の安定的な統治を図るべく清原氏に期待していたことであろう。鎮守府將軍清原氏の地均しの上に、陸奥守の権威を回復させようという、朝廷の意図があったのかもしれない。

武則の鎮守府將軍就任から四年後、治暦三年に頼俊が陸奥守に任じられた〔表〕No.35)。頼俊は大和源氏出身で、義家の祖父頼信の兄頼親の孫にあたり、義家と又従兄弟という関係にあった。

また、その翌年三月には源隆国が按察使に任じられている〔表〕No.36)。隆国は、道長の側近源俊賢の子で、隆国もまた頼通の側近として活動した。よって隆国の按察使就任は頼通の推挙によるものと思われるが、当年三月は頼通自身が上表し政界からの引退を表明していた時期でもあった。ゆえに隆国の起用は、頼通の引退後、摂関家のもとで陸奥国の権益を安定的に確保するために企図したものと考えられる。

頼俊が陸奥守に在任していた延久二年（一〇七〇）八月、当時下野守の任にあった源義家が、陸奥国で印鑑を略奪した散位藤原基通を捕らえた。

この事件は、頼俊が清原貞衡（繁盛流海道平氏出身で、清原氏の婿）とともに衣曾別嶋（蝦夷島）・閉伊村など北陸奥を追討している最中に発生したものである。

その報に接した頼俊は北陸奥追討を途中離脱し、基通の印鑑略奪によって生じた混乱を收拾するべく国府へ引き返すこととなった。北陸奥追討自体は成功したようで、頼俊とともに追討に携わった貞衡は鎮守府將軍に任命されているが〔表〕No.37、頼俊に恩賞が与えられた形跡は見られない。それだけ朝廷は、陸奥国印鑑略奪事件における頼俊の失態を問題視していたと言えよう。頼俊の後任と思われる兼通流の藤原経俊が延久四年（一〇七二）に陸奥守に就任していることから〔表〕No.39、その前に頼俊は陸奥守を解任されたと思われる。

一方、義家はいち早く犯人を追捕したことで、軍事貴族の第一人者としての立場を確立した。後年陸奥守に補任されたことからして、朝廷の義家に寄せる期待も大きくなりつつあったことであろう。

この陸奥国印鑑略奪事件について、野口実氏は、同じ軍事貴族として陸奥への進出を目論む頼俊をライバル視した義家が、自ら息のかかった「藤原基通」を使って仕組んだものと解釈している¹²。さらに野口氏は、事件の張本人「藤原基通」について、名の「通」の字は首藤氏の通字であるから、陸奥守・鎮守府將軍として前九年合戦を鎮圧した義家の父頼義に仕え、戦後も陸奥国衙に一定の地位を占めていた首藤氏の一族が義家の指示のもとに行動したのかもしれないと推測を加えている¹³。

下野国は、陸奥国に隣接している関係上、古来より征夷の最前線（兵站基地）として位置づけられていたこともあり、陸奥に関わる情報が流入していたことであろう。野口氏の見解に沿って考えるならば、下野に配置した河内源氏第一の郎等首藤氏を通じて、義家は陸奥の情勢を見極めつつ利権確保に向けて始動したと解することができよう。

第三節 俊家の按察使就任と宗円の下野国下向

河内源氏の総領義家が陸奥における利権確保を目指す一方、軌を一にするかのように大宮右大臣家藤原俊家もまた陸奥進出に着手し始めた。

承保三年（一〇七六）正月、俊家は按察使に就任した。第一章で見えたとおり、前九年合戦以前の按察使は、俊家の父頼宗とその兄弟・姻戚が、小一条院との関係のなかで任じられてきた。しかし、小一条院の薨去や前九年合戦の勃発により、大宮右大臣家は陸奥から遠ざかっていた。俊家と義家は主君と家人の間柄で、両者の動向は無関係ではないと考える。

大宮右大臣家と河内源氏の関係については、元木泰雄氏が明らかにされているように、義家の嫡男義親は俊家の子宗通（後述）に仕え、その上義親の母の伯父にあたる清長の系統は代々撰関家の家司として活躍し、姉妹は俊家の室となつて宗通を生んでおり、両者の関係は俊家・義家の世代に遡及して考えることができよう。

このような関係によって、俊家は当時下野守の任にあった義家を通じて、陸奥の情勢を伝え聞いていたことであろう。この時期の陸奥守は、藤原経俊・橘為仲が任じられているが〔表〕No.39～41、いずれも文官による任官でしかも為仲は延任していることから、陸奥国内は安定的な状況にあったと思われる。また、清原氏が河内源氏との連携を模索し出した時期もさほど遠くない¹⁴。俊家・義家が陸奥に進出し、利権を確保する絶好の機会が訪れたと言える。

義家は、俊家の子で宇都宮氏の始祖とされる園城寺僧宗円を伴い、下野国に下向した。これについて河内源氏の奥羽進出との関係で論じられた野口実氏は、義家が下野守に在任していた延久二年（一〇七〇）前後、宗円は義家の請にに応じて下向し、奥羽の賊徒調伏を任とする宇都宮社で

祈禱を行ったと考察している^⑩。

この宗円の下向は、承保三年（一〇七六）における父俊家の按察使就任と連動して考えることはできないだろうか。義家が下野守に在任していたのは、承保四年（一〇七七）十月頃までと考えられる（当年十一月には義家の弟義綱が下野守に在任）。按察使就任と連動すると考えるならば、下向時期は承保三年と推定され、義家による宗円同伴の下向は按察使の任にあつた本主俊家の命によるものと解釈することも可能であろう。

第三章 陸奥守藤原基頼と陸奥出羽按察使藤原宗通

第一節 後三年合戦と陸奥国支配

承暦四年（一〇八〇）八月、右大臣に昇進した俊家は按察使を離れ、その後任として翌年十二月に源俊房が就任した〔表〕No.42。俊房の父は按察使を務めたこともある右大臣師房であるが、母は道長の娘で俊家の父頼宗の同母妹にあたる尊子で、俊房の娘は俊家の子宗俊の室である。よつて、俊房は俊家と二重の姻戚関係で結ばれており、この後任人事はおそらく俊家によつて推進されたものと思われる。俊家から俊房へと按察使が受け継がれる傾向は、かつての頼宗・能信・長家から師房へと繋がる流れと共通しており、俊家は父頼宗の頃の按察使任官のあり方を志向していたと思われる。

またこの間の永保元年（一〇八一）二月、義家が陸奥守に在任しているのが見える〔表〕No.42。義家の陸奥守就任時期は、前任の橘為仲が承暦四年正月には在任しているため二月以降と判断されるが、俊家との連携で考えるならば、当年二月から八月の間に任じられた可能性が高い。

その翌年十二月、俊房は右大臣に昇任したため按察使を退いたが、そ

の後徳二年（一〇八五）十二月に藤原実季が就任〔表〕No.44）するまでの約三年間、按察使は初めて空席状態になった。この間は折しも、清原氏の一族内で後継者をめぐる内紛が発生し、陸奥に再び戦雲が立ちこめ始める時期でもあつた。前九年合戦の時と同様、現地が不穏な情勢に陥れば収益は見込めなくなるため、敢えて按察使を任じなかつたと思われる。

按察使不在の一方で、永保三年（一〇八三）秋、陸奥の不穏な情勢を鎮めるため、義家は現地に赴任した。延久二年（一〇七〇）の印鑑略奪事件以来、陸奥平定を担当する軍事貴族として義家の力量は期待されていたことであろう。義家は清原氏の当主真衡を支援し、真衡と対立していた清衡・家衡兄弟を打ち破つた（後三年合戦の開始）。

しかし、二年後の徳二年（一〇八五）、今度は清衡と家衡の間で対立が生じ、家衡が清衡の妻子らを殺害するという事態にまで発展した。義家は清衡を支援し家衡を討つが、家衡の叔父武衡が家衡を支援したこともあり、合戦は膠着状態に陥つた。

そのなかで、前述の藤原実季が三年間空席状態にあつた按察使に就任しているが、戦乱の状況下で何故按察使を任じたのか。

当初朝廷は、前九年合戦の時同様、戦乱さえ収束すれば国内支配が正常化し、従来どおり収益が安定すると考えていたかもしれない。しかし、戦乱にとどまらない問題があり、それは陸奥守義家の砂金未納であつた。

後三年合戦後の朝廷では砂金の不足が問題視され、前陸奥守義家による合戦中の未納が取り沙汰された〔中右記〕永長元年十二月十五日条、承徳元年二月廿五日条。戦乱の長期化によつて慢性的な未納が発覚したため、朝廷はその監督の役割を担うべく実季を按察使に任じたと考えられる。実季を按察使に推挙したのは、おそらく白河天皇であろう。天皇にとって実の外伯父（白河天皇の生母茂子は実季の妹）で信任厚い実季を任

じ、砂金未納問題に対応させたと推測する。実際、実季は按察使として今回の合戦にかかる詮議の奉行を務めている（『為房卿記』寛治元年八月十九日条）。

第二節 陸奥守と平泉藤原氏

寛治元年（一〇八七）、義家は清原家衡・武衡の追討に成功し、後三年合戦は終了した。その翌年には後任の陸奥守として、道綱流の藤原基家が任じられた〔表〕No.46。合戦直後の人事であっただけに、朝廷は人選に慎重になつたらしく、基家と藤原永清のどちらを陸奥守にするか審議したようである（『後二条師通記』寛治二年正月廿五日条）。選任されなかつた永清に着目すると、永清の母は越前守平正度の娘で、正度は貞盛の子維衡と「陸奥国住人長介女」との間に生まれている（『尊卑分脈』）。よつて永清は、母方の貞盛流平氏を通じて陸奥国とのつながりをもつており、朝廷は有事の際の対応としてその関係性に期待したと思われる。

しかし、朝廷は武力を背景にもつ永清ではなく、文官の基家を選任した。寛治六年（一〇九二）六月、基家は藤原清衡に合戦の動きがあることを報告しており（『中右記』同年同月三日条）、翌年には任国で死去した（『後二条師通記』寛治七年九月十七日条）。その後の経緯は定かではないが、義家離任後の陸奥国において、後三年合戦の勝者である清衡が着々と勢力を扶植し、朝廷にとって新たな脅威が生まれつつあった。その一方で、寛治五年（一〇九二）十二月、長らく按察使の職にあった藤原実季が死去し、再び按察使は空席状態になつた。

こうした状況のなかで、陸奥守に就任したのが源義綱である〔表〕No.48・49。義綱の起用は、平泉藤原氏の脅威に備えるためでもあったが、喫緊の課題として隣国出羽国で発生した国守襲撃事件（豪族平師妙らが出羽守藤原信明を襲撃し国衙を焼いて財宝を略奪）の收拾を図るためでもあつ

たと思われる。翌年三月、義綱は事件の張本人である師妙・師季の追捕に成功し、嘉保二年（一〇九五）には恩賞として美濃守に任じられた。

義綱の後任として陸奥守に就任したのが、村上源氏（為平親王流）の源有宗である〔表〕No.50。有宗の在任中、清衡は比叡山延暦寺の千僧供のためとして国領の一部を荘園にしており（『中右記』大治二年十二月十五日条）、平泉藤原氏は勢いを増していった。さらに、当該期は朝廷において砂金の不足が問題視されており（前述）、陸奥国からの砂金の上納はままならない状態にあつた。その要因は、おそらく陸奥国府と平泉藤原氏の緊張関係にあつたと思われる。

有宗の陸奥守就任の翌年、約五年ぶりに按察使の任官があり、藤原宗俊が就任した〔表〕No.51。宗俊は俊家の子であり、按察使職は再び大宮右大臣家に戻つた。朝廷における砂金不足が恒常化しているなか、俊家以来陸奥国支配に長けた大宮右大臣家の関係者を按察使に任じること、砂金貢納の正常化を図ろうとしたのかもしれない。しかし、按察使就任の翌年にあたる承徳元年（一〇九七）、宗俊は死去してしまつた。

宗俊死去後の朝廷では、依然として砂金貢納の問題は継続していた（『中右記』承徳二年十一月七日条）。そのなかで有宗の後任として陸奥守に任じられたのが、高明流の源国俊である〔表〕No.53。国俊は、按察使の任官歴を有する隆国（〔表〕No.36・37）の子で、「有良吏聞」（『中右記』承徳二年八月廿八日条）によって選任された。有能な行政官として評判の高い国俊に、朝廷は砂金貢納問題を解決させようとしたのであろう。しかし、任国に赴かないまま国俊は京で死去した（『本朝世紀』承徳三年三月十八日条）。

国俊の後任として陸奥守に任じられたのは、小野宮家出身の藤原実宗である〔表〕No.54・55。実宗について特筆すべきは、陸奥守就任の約三か月後に鎮守府將軍を兼任したことである〔表〕No.54。鎮守府將軍任官

は、延久二年（一〇七〇）の清原貞衡〔表〕No.37）以来であるが、文官で武的性格が見られない実宗が何故この時期に任じられたのか。

鎮守府將軍兼任の背景には、遠藤基郎氏が指摘するように、康和年間（二〇九九～一一〇四）と推定される平泉藤原氏の本拠地（平泉）移転があると思われる^⑦。柳之御所遺跡の発掘調査により、清衡時代に防御性の高い堀が廻らされていたことが明らかになり、陸奥国府への対抗意識を窺い知ることができよう。鎮守府將軍は奥六郡を管轄する行政官であり、その任官は清衡の平泉移転に伴う措置と考えられる。

第三節 大宮右大臣家による陸奥国の利権確保

実宗の鎮守府將軍就任と同時期に、村上源氏（具平親王流）出身の源師忠が按察使に任じられている〔表〕No.54）。師忠は、師房の子であるが母は頼宗の娘であるため、俊家にとつては甥にあたり大宮右大臣家の関係者でもある。宗俊の死去から約二年を経て再び大宮右大臣家の関係者が按察使に就任した背景には、平泉藤原氏への対応があったと思われる。

康和五年（一一〇二）十月、実宗が任期中で死去したため（『中右記』同年同月四日条）、後任に藤原基頼が陸奥守に就任した〔表〕No.55・56・58（60）。基頼については、「嗜弓馬好鷹犬」「達武略 討出羽常陸并北国凶賊蒙將軍宣旨」〔尊卑分脈〕とあることから、武的性格を有する存在であった。また基頼の母は「家女房常陸介源為弘女」〔尊卑分脈〕で、他の兄弟に比べて母親の身分が低かったようである。そのせいか基頼は、越前守・能登守・常陸介など地方行政官を転々として（『尊卑分脈』）、自らの地位を構築していたと思われる。基頼は、清衡と良好な関係を築いていたと思われる^⑧、清衡から直接摂関家忠実へ馬が献上されている（『殿暦』長治元年七月十六日条）。おそらくこの段階において、長年の課題であった砂金貢納も解決したことであろう。

平泉藤原氏との関係が良好に維持されるなか、按察使は師忠から高明流の源俊明に交替した〔表〕No.57）。俊明は、按察使を歴任した隆国の子であるが、平泉藤原氏に対しては些か強硬な姿勢を取っていたようである。その様子は、『古事談』第二・臣節に見え、清衡は造仏の用途として俊明に砂金を献上したが、「清衡令押領王地、只今可謀反者也。其トキハ可遣追討使」と述べて受け取らなかつたとある。

この俊明の姿勢が朝廷においてどこまで許容されたか不明であるが、平泉藤原氏との関係が再び悪化する可能性を孕んでいたことであろう。天仁元年（一一〇八）十月、俊明は辞任によって按察使を退いているが（『公卿補任』）、こうした事情との関連があるかもしれない。

俊明に替わって按察使に就任したのが、藤原宗通で基頼の兄弟である〔表〕No.58 62～64）。宗通は、幼少の頃から白河院のもとで養育され、院の覚えめでたく「天下権威、傍若無人」（『中右記』保安元年七月廿二日条）とまで称された人物である。また宗通の按察使就任の約二か月後、基頼は陸奥守重任を果たした〔表〕No.58）。基頼の陸奥守重任は、おそらく按察使宗通の推挙によるものである。基頼の甥にもあたる藤原宗忠は、この人事について「可謂不次賞歟」（『中右記』天仁元年十二月卅日条）と述べているように、破格の待遇であった。それだけ陸奥守基頼が朝廷にもたらした成果は大きかつたと思われる。

天永二年（一一二二）十二月、基頼は大原野社の内外宮造営の功により武蔵守への転任を果たした（『長秋記』同年同月二日条）。武蔵守は、俊家以来深い関係を有する河内源氏の拠点でもあり、武的性格を有する基頼に相応しい官職であつたといえる。

基頼以後、陸奥守は橘以綱や道隆流の藤原基信に交替したが〔表〕No.61・63・64）、宗通は永久四年（一一二六）に至るまで按察使に在任した。これは、大宮右大臣家が陸奥国における利権を確かなものにしたこと

証左であろう。

おわりに

以上三章にわたって、大宮右大臣家による陸奥国進出の過程について考えてみた。最後に、本稿で述べたことを整理した上で今後の課題を展望してみたい。

①寛仁元年（一〇一七）道長娘寛子が小一条院の妃になったことで、摂関家のなかでも寛子の同母兄弟（頼宗・能信・長家）は小一条院との関係を構築し、彼らは陸奥出羽按察使として小一条院のもつ陸奥の利権確保に努めた。

②永承年間（一〇四六～五三）の陸奥国府と安倍氏の対立により、国内支配は不安定な状態に陥った。また永承六年（一〇五二）の小一条院の薨去も重なって、摂関家による陸奥の利権確保が困難になり、頼宗とその関係者の按察使就任は停滞した。

③頼宗の子俊家は、河内源氏・義家と連携し、承保三年（一〇七六）按察使に就任して陸奥国の利権確保を図った。永保三年（一〇八三）に始まる清原氏との合戦が続くなか、陸奥守義家の砂金未納が発覚し、俊家とその関係者の按察使就任は再び停滞した。

④合戦終了後、陸奥の砂金不足とともに、平泉藤原氏の脅威が問題視された。康和五年（一一〇二）俊家の子基頼が自身の武力を背景に陸奥守・鎮守府將軍に就任した。基頼が平泉藤原氏と良好な関係を構築するなか、基頼の兄弟宗通が按察使に就任し、陸奥における大宮右大臣家の利権確保を確かなものにした。

十二世紀になると知行国制が成立し、知行国制は従来の陸奥国支配にどのような影響を与えていくのか。そのなかで大宮右大臣家の築いた陸

奥の利権はいかに継承されるのか。今後の課題として筆を擱くこととする。

注

① 渕原智幸「藤原実方の陸奥守補任―十世紀末の小一条家に関する一考察―」（同『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年、初出二〇一一年）、元木泰雄「奥羽と軍事貴族―前九年合戦の前提」（『紫苑』第一四号、二〇一六年）、源頼義（吉川弘文館、二〇一七年）、野口実「中世前期、出羽に進出した京・鎌倉の武士たち」（『中世文学』第六四号、二〇一九年）。

② 拙稿「平安貴族社会における陸奥国の位置づけ」（『平泉文化研究年報』第一五号、二〇一五年）、「11世紀における陸奥と京都―陸奥守・鎮守府將軍の任官状況を中心に―」（『平泉文化研究年報』第一六号、二〇一六年）、「前九年合戦前夜の陸奥と京都―小一条院をめぐる貴族社会の動向から―」（『平泉文化研究年報』第一七号、二〇一七年）。

③ 鎮守府將軍は、安和三年（九七〇）の藤原千常（秀郷子）以来、代々秀郷流藤原氏がほぼ世襲（千方・文脩・兼光）してきた。しかし、長和三年（一〇二四）から寛仁三年（一〇二九）に至るまで貞盛流平氏（維良・永盛）が任じられているが、これについて元木泰雄氏は、貞盛流平氏と関係の深い小一条家と姻戚関係を有する三条天皇の推挙によるものと指摘している（元木前掲注①論文参照）。よって、三条天皇は陸奥出羽按察使の推挙もしていた可能性もある。

④ 『小右記』長和三年（一一〇一―〇四）六月廿五日条に「（前略）清賢為按察納言使、令齋砂金十兩、遣彼醫師所、令交易治眼之藥（後略）」とあり、この「砂金」が陸奥産のものかは不明であるが、隆家は按察使・大宰帥を兼任することで、陸奥の珍品を大宰府で交易できる権利を有していたと思われる。

⑤ 例を挙げるならば、頼宗の子兼頼は小一条院の御給により長元三年（一一〇三）正四位下に叙されており、小一条家藤原通任の子師成は小一条院の推挙（院分受領）により長元四年（一一〇三）加賀權守に任じられ

ているのが確認できる（『公卿補任』）。

⑥ 戸川点「安倍頼良・貞任―前九年合戦の群像―」（元木泰雄編『古代の人物6 王朝の変容と武者』清文堂、二〇〇五年）。

⑦ 元木泰雄「頼義と頼清―河内源氏の分岐点―」（『立命館文学』第六二四号、二〇一二年）。

⑧ 奥六郡に造営された安倍氏の十二柵のうち唯一所在地が確定されたもので、安倍氏の居館跡である国指定史跡鳥海柵跡（岩手県金ケ崎町）の発掘調査で、十世紀中頃のものとして推定される「介」の墨書がある土器が出土している。この「介」を「陸奥介」の「介」と判断するならば、鳥海柵が造営される以前当地に国府に関連した施設が存在しており、それを安倍氏が勢力拡大するなかで、その機能を吸収し拠点化していった可能性が指摘できる。

⑨ 元木泰雄『河内源氏―頼朝を生んだ武士本流―』（中央公論新社、二〇一一年）。

⑩ 野口前掲注①論文によると、小野宮家は、その所領である筑前国高田牧の在地支配を大宰府府官や宗像社の神主に委ねながら、積極的に対外交易を行っていたとの指摘がある。よって逆にこの機に乗じ按察使に就くことで、陸奥の珍品を獲得し対外交易に資そうとする意図があったと考えることもできるかもしれない。

⑪ 『官職秘抄』によると、陸奥出羽按察使は「大納言可兼之、或及中納言、参議兼任例、見于参議所」とあり、一般には大納言の兼任する職であった。

⑫ 野口実『源義家』（山川出版社、二〇一二年）。

⑬ 野口実「宇都宮氏の成立と河内源氏―下野の武士団と京都権門―」（江田郁夫編『中世宇都宮氏―一族の展開と信仰・文芸―』戎光祥出版、二〇二〇年）。

⑭ 元木前掲注⑨著書。

⑮ 永保年間（一〇八一―一〇八四）の初め頃、真衡は清原氏と関係の深い海道平氏出身の平成衡を養子に迎え後継者にするとともに、義家の異母妹（母は常陸国の豪族多気宗幹の娘）と結婚させている。

⑯ 野口前掲注⑬論文。

⑰ 遠藤基郎「平泉藤原氏と陸奥国司―清衡・基衡まで―」（入間田宣夫編『東北中世史の研究 上巻』高志書院、二〇〇五年）。

⑱ 遠藤巖「出羽国竹島庄―中世成立期の出羽国府郡・由利地域史の再検討のために―」（『秋大史学』第三二号、一九八五年）。

（宮城県教育庁文化財課技師）